

海外経済要録

米 国

◇米国、支払準備制度の改正

かねて議会において審議中の支払準備制度改正法案はこのほどようやく両院を通過、去る7月28日大統領の署名を経て正式に成立した。支払準備制度の改正に関しては、近年、現行制度における地域間・銀行間不公平の是正あるいは経済成長に伴う通貨供給を円滑ならしめる必要などの観点から、各方面において真剣な論議が続けられてきた。今回の改正は連邦準備制度理事会が昨年春に行なった改正提案を基礎とし、議会がこれに若干その意向を織り込んで成立させるに至ったものである。改正法の骨子は次の通り。

(1) 加盟銀行の手元現金を支払準備として算入することを認める権限を理事会に付与したこと。従来は支払準備は連邦準備銀行に対する預け金のかたちでのみ保有され、これが比較的手元現金の多い地方銀行に不利な影響を及ぼす傾向にあった。

(2) 中央準備市所在の加盟銀行の要求払預金に対する支払準備の最低限を、従来の13%から10%へ引き下げ、またその最高限を、従来の26%から22%へ引き下げたこと。

(3) 準備市所在の加盟銀行の要求払預金に対する支払準備の最高限を、従来の20%から22%へ引き上げたこと。

以上(2)および(3)により、中央準備市所在銀行と準備市所在銀行との法定支払準備の上下限は同一となった。

(4) 中央準備市または準備市所在の個々の加盟銀行について、その銀行の業務内容に基づき、同市内における

他の銀行よりも低い準備率を適用する権限を理事会に付与したこと。従来はその市の周辺地区に所在する銀行に対してのみ同種の措置を講ずることが認められていた。

(5) 中央準備市という制度的区分を1962年7月28日をもって廃止することとしたこと。この点に関しては理事会は時期尚早を理由として強い反対を表明していた。

◇米国、公定歩合引上げ

ニューヨーク、クリーブランド、リッチモンド、シカゴ、セントルイス、ダラス、サンフランシスコおよびカンサスシティの8連銀は9月10日、公定歩合を3 1/2%から4%へ、1/2%方引き上げ、翌11日より実施する旨発表、次いでアトランタ、ボストン、ミネアポリスの3連銀も14日よりこれに追随して引き上げた。公定歩合が4%の水準にまで引き上げられたことは、1930年代初期以来はじめてのことである。

◇米国、主要銀行プライム・レートを引上げ

ファースト・ナショナル・シティ・バンクは9月1日プライム・レートを4 1/2%から5%へ引き上げる旨を発表、即日実施したが、これに伴いその他の主要銀行もただちにこれに追随した。プライム・レートは優良貸出先に対する短期無担保の事業貸出金利であって、商業銀行の事業貸出における指導的金利である。同金利の最近の動きをみると、景気後退の底にあつた昨年4月の3 1/2%から漸次上昇し、同9月に4%へ、さらに本年5月に4 1/2%へと引き上げられてきた。今回の5%という水準は1930年代初期プライム・レート創設時以来の最高のものである。

◇米国における労働法改正法案の成立

今議会の重要法案の一つとされた労働法改正法案は、9月上旬ようやく上下両院を通過、14日大統領の署名をもって正式に成立した。

この新労働法案は、「1947年労使関係法」(いわゆるタフト・ハートレイ法)を改正するもので、その主たるねらいは、第1に組合幹部の権限の濫用と不正・腐敗行為を防止し組合内の民主化を図るために、個々の組合員の権利を保障・拡大し、第2に組合のある種の争議行為

(参考) 改正後の加盟銀行の支払準備率

区分	要求 払 預 金		定期預金	
	中央準備市所在銀行	準備市所在銀行	中央準備市所在銀行	地方銀行
法定限度	%	%	%	%
最 低	10	10	7	3
最 高	22	22	14	6
現行準備率	18	16 1/2	11	5

に対して雇主を保護することにある。タフト・ハートレイ法は、1935年のワグナー法による労働組合の権利保障の行過ぎを是正して労使関係の均衡を回復させたものであったが、新労働法は、基本的にはタ・ハ法の考え方に対し立ちつつ、個々の組合員の権利の保障および雇主の保護をさらに一步進め、労働組合の健全化を図ったものであるが、総体として、経営者の立場の強化、組織労働者の後退をもたらすことは否定し難いとみられる。

労働法改正については共和党政府はかねてビジネス側の立場からこれを企図しており、大統領も毎年労働教書を送ってこれが改正を要請してきた。この間、上院のマクレラン委員会が1957年以来労組の不正・腐敗・脅迫行為を調査し、この調査結果が漸次議会・一般世論の改正気運を高めるに至った。まず上院で比較的穏健なケネディ法案が成立し、ついで下院で政府案に近い組合側にとって厳格なランドラム・グリフィン法案の成立をみ、協議の末下院案に近い線でまとまったものである。改正案のおもな内容は次の通り。

(1) 組合内における組合員の権利の保障

組合選挙における秘密投票権、自由な発言権、組合役員訴追の権利、組合經理に対する公開請求権などを組合員に保障し、労働協約の周知、組合役員選挙の定期的実施、前科者の組合役員就任制限などを定め、さらに組合は労働省に毎年經理の報告を行なうことを要する。

(2) 雇主の保護の強化

2次的ボイコット（取引先に圧迫を加えて争議中の企業との取引を妨げる行為）の制限の強化、組合組織に関する脅迫的ピケット（雇主に対して組合員の意志に反する組合組織の承認を強制する行為）の禁止、“hot cargo”協約（争議中の他の企業の商品を扱わないことを企業に強制する協約）の禁止、中小企業の紛争処理につき州の保護を適用すること（いわゆる no man's land に対する救済）などが含まれる。これらを実効あらしめるため、裁判所の差止命令発動の余地を拡大し、違反行為には罰則を適用する。

歐　州　諸　國

◇英國ラドクリフ委員会の報告

枢密顧問官ラドクリフ卿を委員長とする英國の金融組織の機能に関する委員会は8月19日金融制度の機能に関する報告書を発表した。同委員会は1957年5月金融、産業、労組、学者の代表による8名の委員をもって結成され、2年有余の審議を経て、全員一致をもって発表さ

れたものである。この報告は明確な勧告の形式をとらず、金融政策が有効に行なわれるために必要な金融の根本となる基礎概念の解明に主眼がおかれている。この報告は今後金融界、経済界を中心に十分論議を尽した上、実際の金融制度ならびに金融政策にとり入れられることとなっているので、その実現には今後なおかなりの時日を要するものとみられる。

◇英國コーベン委員会の第3次報告

物価、生産性および所得に関するコーベン委員会は、8月6日第3次報告を公表した。第1次報告はインフレ克服のための需要の抑制に主眼がおかれて、第2次報告はインフレ再燃を警戒しつつも堅実なベースでの諸制限の緩和ないし経済再拡大政策を容認したものであったが、第3次報告は前2回と多少方向を異にし、次の通り物価の引下げにその焦点がおかれている。

- (1) 物価は最近比較的安定している一方、経済の拡大は軌道に乗り、近い将来1人当たりの生産性は相当の上昇が見込まれる。この場合物価が不变であれば、生産性の上昇分だけ生産単価が下がり、賃金または利潤増加の余地が生ずるから、生産単価の低下を物価引下げに向けるべきであり、現在はその好機である。
- (2) したがって賃金については、賃上げによる貨幣所得の増加よりも物価引下げによる実質所得の増加を図る方向に進むべきであり、企業利潤についても、これを物価の引下げに回すべきであって、新規設備投資に必要な資金は資本市場に依存すればよい。
- (3) 最近における物価の安定によって英國は物価と賃金の循環から脱出した。過去の引締め政策はきわめて有効であり、インフレ克服のための不可避の手段であったが、同時に生産低下の直接原因とならざるをえなかった。このように生産を抑制せず、生産の増加をこえる貨幣所得の増加を防止する手段として、①利潤のコントロール、②物価の直接統制、③物価上昇問題を検討する委員会の設置、④賃金体系を形成する権限をもつ政府機関の設置、などを今後の研究課題として提案する。
- (4) 生産性の上昇によって物価を引き下げれば、需要を刺激し、生産を拡大し、これによって雇用を維持する効果がある。もし生産性の上昇した特定の産業において物価が引き下げられなければ、売上げは伸びず、かえって当該産業における雇用の減少を招くのみであろう。また英國の国民総生産中に占める投資の比率は低い（16%で世界第9位、第1位のノルウェーは28%）。英國は生産性を生活水準の向上のために、また

外国よりの輸出競争に対処するために技術進歩の機会把握に十分努力したかどうか疑問である。

英国内ではこの報告の主張はおおむね正当であるとして支持するものが多いが、H. Wincott 氏、Oscar Hobson 氏などは次のごとき批評を行なっている。

(1) 同報告の指摘するごとく物価引下げのために内部留保を制限し、新規投資を資本市場に求めるすれば、資本市場はまもなく狹隘化するであろう。これは第1次報告の認めたところではないか。

(2) 需要超過がある時に人為的強制的な物価引下げを行なえば闇市場を発生せしめ、貯蓄はそれが真に必要な時に減少せざるをえず、需要供給の原則を無視するものである。

(3) 物価の引下げは正常な自由競争過程を通じて行なうべきであって、自由競争を妨げている種々の障害を可及的に是正する手段をまず講ずべきである。

(4) 政府が物価引下げを望むならば、何故に消費を刺激するような拡大予算をとったのか。財政金融引締め政策が生産を阻害するのは、インフレになってから急激に引き締めるからであり、常に安定的財政金融政策をとつていればインフレも起らず生産も阻害しないのであって、コーエン・リポートの追求する生産を阻害しない予防手段は、財政金融政策のほかでなくして、これそのものに求められるのではないか。

◇西ドイツブンデス銀行の公定歩合引上げ

ブンデス銀行は9月3日、公定歩合ならびに市場証券売却レートを下記の通り引き上げる旨決定、9月4日から実施した。

	旧レート	新レート
公定割引歩合	2 3/4%	3%
担保貸付歩合	3 3/4	4
政府証券売却レート		
30~59日物	1 1/2%	2 1/2%
60~90日物	2	2 1/2
1年物	2 3/4	3

今回の引上げは、①頃來の著しい景気上昇傾向にかんがみ、低金利の維持もすでに限界に達しつつあること、②最近の海外金利の強い上昇傾向に歩調を合わせることの2点をその理由とするものであり、ここ数年来継続してきた低金利政策に一応の終止符を打ち、今後金利政策を機宜に応じ彈力的に駆使する用意のあることを示したものとして注目すべきものと考えられる。

ただ今回の引上げ幅は1/4%と小幅にとどまっているた

め、その実質的影響力はさして大きいものとは思われず、一般には今回の措置は経済界に対するブンデスバンクの公的警告として、心理的効果をねらったものとの見方がなされている。ことに秋から冬にかけて諸外国においても公定歩合引上げが予想されることを考慮すれば、諸外国との金利差は今後とも存続するものとみられるので、ブンデスバンクがその数年来の政策目標として掲げてきた資本輸出の促進から踵を転じたものではないことは明らかであろう。

なお今回の引上げにつきブンデス銀行では、特に建築など特定経済分野の過熱抑制を目的としたものでない旨を明らかにしており、これらについては政府の土木建築支出の繰延べなどの措置により対処することが望ましいことを強調している点が注目される。

本措置に伴う市中金利最高限度の改正はいまだ確定するに至っていないが、慣例により市中貸出し金利は同日をもって1/4%上昇、当座貸越（交互計算信用限度内）7 1/2%，引受信用6 1/2%となった。預金金利については、最近の引下げの例にかんがみ、3ヶ月物貯蓄預金については据置き（3%）、その他については若干の引上げがなされるものと予想される。

◇西ドイツの石炭石油カルテルの行詰りと重油課税問題

本年1月、石炭危機を背景として、石炭の対石油競争力維持のため結成された石炭石油カルテルは、8月12日以降、ESSO, Deutsche Shell, Mobil Oil など大手石油会社のあいつぐ脱退により早くも事実上その機能を停止した。

同カルテルは「競争制限法」第8条に基づき、工業用重油の価格引上げならびに販売数量制限をそのおもな内容とするもので、輸入炭の高率関税賦課などとともに重要な石炭業救済策の一環をなすものであったが、カルテル価格（重油1トン当たり88マルク）が高きに失し、最近ではアウトサイダーの競争により、カルテル契約による重油販売制限量の維持さえ困難となつたため、あいつぐ石油会社脱退をみたものである。このため現在の重油市場価格は70~75マルクに低下した。

石油業界としては今回の挙に出る前に、なんらかの措置によりカルテル崩壊の防止を図るべく石炭業界と懇談を行なったが、石炭業界は数量制限による重油価格の自由化という石油業界の代案を拒否したものである。

現在の石炭業界は、昨秋來の種々の保護措置にもかかわらず、山元貯炭は増加を続けており、7月末には17百万トン、約40日分に達している。政府としてもこのため

対石油競争力問題を放置することはできず、カルテル価格に代るものとして重油課税を検討中であるが、なお課税形式、金額などについて決定をみるに至っていない。

しかしながら、政府としては単なる課税などによる価格操作によっては問題の根本的解決に至らぬ旨を表明しており、エアハルト経済相も、最終的には両エネルギー源を市場の選択にゆだねること、石炭業界の縮小などに伴う社会的摩擦には十分対処する用意があることを最近公開の席上で明らかにするに至っている。

◇フランス銀行の資本金増額

フランス銀行は、8月26日の政令に基づき、同27日、同行資本金を過去一世紀間維持された従来の182.5百万フランから150億フラン（150百万新フラン）に増額した。本措置は、従来負債勘定中々雜々の部に計上されていた準備金の組入れによって行なわれ、これに伴い、若干の勘定科目的整理が行なわれた。

本措置は、フランス銀行の説明によれば、従来より同行資本金は諸外国中央銀行に比しきわめて小額であり、明年よりの新フラン切替えによりさらにこれが顕著となるので、適当な額に調整するために行なわれたものである。

フランス銀行創設以降の資本金の変遷は次の通りである。

1800年2月13日	30百万フラン（創設）
1803年4月14日	45 //
1806年4月22日	90 //
1840年6月30日	67.9 // (フランス銀行は22.1千株を買取り減資)
1848年5月2日	91.25 //
1857年6月9日	182.5 //
1946年1月1日	国有化
1959年8月27日	150億フラン（150百万新フラン）

アジアおよび大洋州諸国

◇タイの商業銀行法改正案

サリット新政府は今後の経済発展の基盤として金融制度の整備を図るため、かねて各種金融関係法規の改正を検討中であったが、このほど商業銀行法の改正案骨子が閣議の承認を得た。現在の商業銀行法は1945年に制定されたものであり、今回のおもな改正点は次の通りである。

(1) 支払準備率の改正

支払準備率は従来10%に固定され、全額現金をもつ

て中央銀行たるタイランド銀行に預入を要することとなっていたが、これを10~50%の可変的支払準備率制に改め、同時に一部は国債による預入をも認める。さらに外国銀行もその適用を受けることとする。

(2) 役員の兼職禁止

2行以上の銀行の役員（director）を同時に兼ねることを禁止する。

(3) 貸付制限

自己資本の一定比率（タイランド銀行の定めるもの）以上を同一法人（あるいは個人）に貸付けることを禁止する。

(4) 金利などの最高限

金利、手数料、信用状開設保証金比率の最高限および貸出の最低担保比率はタイランド銀行がこれを定める。

なおこの法律の改正に伴い中央銀行法など関係法規も近く改正されるものとみられる。

◇インドネシアの通貨措置と為替レートの切下げ

インドネシア政府は8月25日、高額紙幣の額面切下げ、大口預金の凍結、為替レートの切下げを主内容とするきびしい通貨、為替措置を実施した。本措置の概要は次の通りである。

(1) 500ルピアおよび1000ルピア券をそれぞれ額面の $\frac{1}{4}$ （50ルピアと100ルピア）に切り下げる。これにより約85億ルピアの銀行券収縮（発行高の約 $\frac{1}{4}$ ）が見込まれている。

(2) 銀行預金（慈善団体、宗教関係、政府特定機関の分を除く）のうち25千ルピアをこえる分についてはその90%を凍結し長期国債を強制的に購入せしめる。これにより約35億ルピアの預金が凍結される（預金総額の5割弱）ものとみられている。

(3) 為替レートを1米ドル当たり45ルピア（従来11.4ルピア）とし、同時に従来の輸出証明書（Bukti Eksport）制度（注1）を廃止する（実質約2割の切下げ）（注2）。

なお輸出賦課金（20%）は従来通り存続、輸入賦課金は従来の品目による6分類、賦課率最高175%から6分類、最高200%に改め、従来の輸入保証金（保証金率230%）は廃止された。

(注) 1. 従来輸入に際しては同額の輸出証明書（BE）を必要とし、輸出証明書は輸出額の3.32倍で売買されていた。

2. 新為替レートから輸出賦課金を控除した輸出実効レートは36ルピアとなり、従来の輸出実効レート30.3ルピアに比べれば約2割の切下げとなる。

* $11.4 \text{ ルピア} \times 3.32 \times (1 - 0.2) = 30.3 \text{ ルピア}$
(旧基準レート) (BEレート) (輸出賦課金控除)

同国における最近の経済情勢は、財政の赤字を主因に通貨は大幅の膨脹を続けており（年初来8月中旬までの銀行券増発29%）、また物価の高騰、保有外貨の減少などかなり憂慮すべき状態にあった。今回の措置はこのような経済情勢の悪化に対処し、スカルノ新政府が積極的にインフレ収束に乗り出したものであるが、特に高額紙幣の切下げと大口預金の凍結を行なったことは一つには同国において最近大量の華僑資金が投機、思惑に走っているため、これを吸収することを意図したものといわれている。

スカルノ大統領は今回の措置をもって「指導された経済」（Guided Economy）を実現するための第一段階であるとし、今後引き続き増税、不急支出削減などによる財政の健全化、強制貯蓄、政府計画事業に対する投資増強などの諸施策を実施に移す方針である旨発表している。しかしながら反面

- (1) 今回の措置がきわめてドラステックであるため、当面経済活動の停滞を免れないこと、
- (2) 国内秩序の回復、維持のための軍事支出の増大などから財政赤字の解消は容易とは思われず、今後再びインフレ傾向に転ずる可能性が強いこと、
- (3) 為替レートの切下げにより当面輸出は若干の増加が予想されるとしても、輸入はすでに極度に切り詰められており、外貨事情の改善は期待されないこと、
- (4) これまでのインフレはオランダ人および華僑の経済組織を破壊することにより生じた面も大きく、経済組織の再建そのものに困難が多いこと、

など経済安定の実現はなお容易ではないとみられる。

インドネシアの主要経済指標

区分	1957年末	1958年末	1959年8月19日
金・交換性外貨保有高(単位億ルピア)	20.5	19.9	18.5
銀行券発行高(〃)	138	195	252
対政府貸付金(〃)	152	248	313
食料価格指数(ジャカルタ)(1953年=100)	(年平均) 177	(年平均) 258	(7月) 323

△中共の昨年度生産実績および本年度生産計画の修正発表。

中共は当面の経済問題を検討するため八中全会（8月2～16日）を開催し、8月26日昨年度生産実績および本年度生産計画の大幅修正などを含むコミュニケおよび決議を発表した。その概要は次のとくである。

- (1) 昨年度の農業生産は農業統計機関における生産量

集計上の経験が不足していたこと、収穫時期の労働力不足によって刈取り、脱穀、保管などの作業がかなり粗雑であったことおよび自然災害に対する減産見込みが過小であったことなどによってかなり過大に見積られていた。再調査によると食糧は250百万トン（当初発表比33%減）、綿花は210万トン（同37%減）で、その他の一部農産物についても修正が行なわれ、昨年の農業生産総額は671億元（当初発表比24%減）に改めることとした。

(2) 本年度生産計画は農工業総生産計画を当初計画の前年比40%増から20%増へ、うち工業41%増から26%増へ、農業39%増を10%増へそれぞれ改訂した。これは①本年の工業生産が下期において原材料および設備の不足、農村への労働力の動員（7月末までに4百万人が帰農）などにより大幅な増加を望めないこと、②農業生産は本年の干水虫害による被害面積が34百万ヘクタールで全耕地の約4%に達し楽觀を許さないこと、③鉄鋼生産中土鋼は品質悪く、労働力のロスとなつたため、これを除外する必要の生じたことなどによるものである。

(3) 本年上半期の経済は昨年に引き高いテンポで発展し、工業生産額は昨年同期に比し65%、鉄鋼66%、石炭2倍以上、綿糸46%、鉄道輸送量49%、小売売上高23%をそれぞれ増加した。また消費財も生産増をみている。しかしながら購買力増加のため消費財は不足をきたしており、最近ようやく需給に好転がみられつつある。

上記改訂後の計画が達成された暁には第2次5か年計画の主要生産目標は本年内に達成される。すなわちこれにより主要農工業生産において第2次5か年計画は3年繰上げ達成され、また「15年以内に主要商品の生産を英國の水準にまで高める」計画は約10年間で一応達成可能となる。

このような上半期計画の実施過程において、目標設定が高すぎたこと、基本建設の開口を拡大しすぎたこと、工業関係労働者を増加しすぎたことなど多くの行過ぎがあり、労働力の配置、物資・資金の分配その他経済各分野に多くの混乱を惹起したが、これは結局経験の不足によるもので、基本的総路線そのものの欠陥ではなかった。しかし最近、国内には、昨年の大躍進および人民公社の成果を過小評価ないし否定し、部分的な欠陥を過大評価し、計画目標はより低くすべきだという傾向が現われている。かかる右翼的気分・思想・行動に対しては断固たる闘争を展開し、その基礎の上に増産節約運動を一段と強力に展開する。

(4) 人民公社活動については、設立初期の経験不足に基づく過度な集中、平均主義的傾向および浪費などの現象を生じたが、昨年末以来公社運営に再検討を加えた結果下記のごとく改めた。

(イ) 生産手段の所有制については生産隊（もとの農業生産協同組合）の所有権を基本的なものとし、公社および生産小隊の所有制は部分的なものとする。

(ロ) 分配制については「労働の多寡」に応じて分配することとする。

以上の発表によって從来から疑問視されてきた中共の公表数字が非常に過大なものであることが実証されるとともに、生産および公社などに対する急進的な政策も一歩後退を余儀なくされている点が明らかになった。中共がこうした異例ともいべき発表を行なった理由については、建設と民心掌握に自信を持ちうるようになったこと、あるいは反対に経済的に苦境に追い込まれたためであるなどの見方があるが、少なくともこれによって、今後計画の推進を円滑ならしめる態勢が整えられたものとみられる。本年下期の見通しについては、政府当局も特に農業面で楽観を許さない情勢にあることを認めており、今後の推移が注目されている。

中共の主要経済指標

区分	1958年修正実績			1959年修正計画		
	実数	前年比	回発表比	実数	昨年実績比	当初目標比
農工業総生産額	億元 1,841 〃	48	-10	億元 2,208 〃	20	-23
工業生産	億元 1,170 〃	66	—	億元 1,470 〃	26	-11
農業生産	671 万トン	25	-24	738 万トン	10	-40
鉄鋼	1,108 〃	107	—	1,200 〃	8.3	-33
土鋼	308 〃	—	—	— 〃	—	—
洋鋼	800 —	50	—	1,200 百万吨	50	—
石炭	— 百万吨	—	—	335 〃	24	-12
食糧	250 ガトン	35	-33	275 ガトン	10	-48
綿花	210 —	28	-37	231 —	10	-54

◆台湾の外国為替管理制度改正

台湾においては昨年4月以降、外国為替制度の簡素化が進められ、11月の改正により、単一為替レートの設定をみた（月報33年12月号要録参照）が、今回さらに次のとき改正が行なわれた。

1. 為替取組証の売買方式改正（8月8日以降実施）

從来、輸出および被仕向送金に伴う外国為替は、台灣銀行により公定買相場をもって買い入れられると同時に、為替取組証が発給された。また、輸入および仕向送

金に要する外貨の買入れは、台灣銀行の公定売相場による外貨買入れのほか、取組証の取得を必要とし、後者は市中における自由売買が認められていた。しかしながら今後は売買為替とも為替取組証の売買のみをもって行なわれることに改められた。

なお、為替取組証は、この改正後、台灣銀行との間には公定相場すなわち1米ドル当り、売相場36.38元（従来は、うち為替取組証11.6元）、買相場36.08元（従来は、うち為替取組証11.05元）をもって売買されるほか、従来と同様、市中においてもその自由売買を認められている。この取組証の売買相場は輸出入業者が台灣銀行との間に売買を行なう場合は、実質的に従来の二本建の場合と異なる。

2. 四半期別外貨割当制度の撤廃（9月1日以降実施）

(1) 輸入外貨申請は従来四半期ごとにわくを設け、その範囲内においてのみ受けられていたが、9月1日以降は必要のつど、毎週特定日に隨時申請しうることに改める。

(2) 生産工場からの申請は原料および修理機材に限られ、完成機械は認められない。

(3) 工業原料の輸入に要する外貨は金額に制限なく申請することができる。

(4) 原料機材用の申請は従来通り自家用に限り、転売あるいは譲渡することができない。

以上のごとき改正により、従来しばしば投機の対象となっていた為替取組証の取引価格が高額となったこと（従来は売相場36.38元中、取組証11.6元、改正後は公定の場合36.38元）、また、外貨申請が隨時行なわれることにより、取組証の買取りが一時に集中する恐れのなくなったことなどから、今後はその価格が従来に比し安定するものとみられている。

なお、為替取組証売買方式の改正には、このほか、IMFなどより、従来の為替売買方式が為替レートの実質的切下げを行なっているものであるとして非難されていたことも考慮されている。また外貨割当制度の改正措置により、輸出入の均衡が促進され、かつ輸入品の需給が適時に調整されることが期待されている。

◆臺州の1959年度予算

臺州政府は8月11日、1959年度（59年7月～60年6月）予算を議会に提出した。新年度予算にみられる特色としては、①前年度からのスパンディング政策を引き踏襲していること、②経済事情の好転により税収がかなり伸びると期待されることから、減税、恩給費増額など個人所得面での優遇措置を打ち出していること、の2点

があげられる。この結果、収支戻は61百万豪ポンドの赤字（前年度は110百万豪ポンドの赤字）となっているが、これより先、同国は輸入制限の緩和にも踏み切っているだけに財政面からのインフレ圧力はほとんど懸念されていない。

新年度予算の概要は次の通りである。

(1) 歳出では、各州に対する道路建設など公共事業支出増35百万豪ポンドをはじめ、社会保障費（27百万豪ポンド増、うち恩給費は平年度19百万豪ポンド方増額）、公共事業費および住宅建設費（10百万豪ポンド増）など、各項目とも軒並み前年度予算を上回っており、このため歳出規模は前年度比107百万豪ポンド、6.8%方膨脹して從来の最高となった。

(2) これに対し歳入では、減税措置として個人所得税の5%引下げ（平年度20百万豪ポンド、10月以降に実施）や民間企業における配当支払後利益金の最低内部留保率引上げ（25%から35%へ）などにより平年度25百万豪ポンドの軽減を行なうが、一方自然増収が相当

量見込まれるため税収総額では前年度比62百万豪ポンドの増加となっている。

(3) また財政投資の財源としての長期債については前年度に次ぐ多額の発行（市中引受けおよび外債による）を予定している。

(4) 以上の結果、61百万豪ポンドを不足戻として計上し、これを中央銀行引受けによる大蔵省証券の発行によって調達することとしている。

新年度予算に対する国内の反響をみると、減税措置など概して歓迎すべき点が多いとする反面、期待されていた企業税の引下げが見送られた点については、先ごろ最低賃銀が5%方引上げられ企業コストの上昇が危惧されているおりだけに、これを不満とする声も聞かれる。

なお豪州政府は年度間における金融市場の繁閑を調節する手段として新たに Seasonal Treasury Notes（期間3ヶ月、割引形式、市場金利を適用）を発行する旨を明らかにしている。

豪州の1958年度予算

（単位・百万豪ポンド）

歳 入	1958 年 度		1959年度 予 算	歳 出	1958 年 度		1959年度 予 算
	予 算	決 算			予 算	決 算	
総 額	1,465	1,555	1,621	総 額	1,575	1,585	1,682
経 常 勘 定	1,302	1,288	1,385	経 常 勘 定	1,278	1,297	1,385
税 収	1,143	1,126	1,205	厚 生 関 係 費	296	317	322
うち(直接税)	(610)	(609)	(664)	うち(社会保険費)	(274)	(278)	(301)
(国内消費税)	(244)	(237)	(247)	國 防 費	190	189	193
(売 上 高 税)	(147)	(144)	(150)	公 共 企 業 支 出	155	152	168
公 共 企 業 収 入	115	117	135	州 へ の 支 出	287	287	322
そ の 他	44	45	45	そ の 他	350	352	380
資 本 勘 定	163	267	236	資 本 勘 定	297	288	297
長 期 国 債	115	208	190	國 債 償 還	80	72	70
そ の 他	48	59	46	公 共 事 業 費 お よ び 住 宅 建 設 費	210	210	220
歳 入 不 足	110	30	61	そ の 他	7	6	7